

2 こころ石内北自治会 内規

『こころ石内北自治会』役員会内規

『こころ石内北自治会』 役員会内規

第 1 条（目的）

この内規は、『こころ石内北自治会』規約第2条の規定に定める目的を達成するため、また、役員会を円滑・効果的に運営するため、役員間の申し合わせ事項として設ける。

第 2 条（役員職務）

規約第 11 条(職務)で定める各役員の職務の具体的分担は、下表のとおりとする。なお、これを標準として各役員の個別事情等を勘案して相互協力により業務を円滑に遂行するものとする。

表 1 会長および副会長の職務

役職名	職務分担
会 長	<ul style="list-style-type: none">○ こころ石内北自治会運営の統括○ 対外的業務
副会長	<ul style="list-style-type: none">○ 会長代行及び補佐業務○ 管轄する各部の相談役○ 防災関係業務(自主防災会)の統括

表 2 各部および会計の職務

役職名	職務分担
総務部	<ul style="list-style-type: none">○ こころ石内北自治会規約の管理○ 役員会および総会の運営・記録の業務○ 自治会入会・退会等の事務業務○ 街区長の相談役○ 上記に付随する業務
環境部	<ul style="list-style-type: none">○ 風紀に関する業務(防犯部と協働)○ 衛生に関する業務・ダストステーション管理業務○ 佐伯区公衆衛生推進協議会に関する業務○ 上記に付随する業務

社会福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者支援に関する業務 ○ 子育て支援・子ども育成に関する業務 ○ 上記に付随する業務
体育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進支援に関する業務 ○ 石内北小学校体育施設開放事業に関する業務 ○ 体育的行事(ラジオ体操など)に関する業務 ○ 会員相互の親睦に関する業務 ○ 上記に付随する業務
文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○ お祭りに関する業務 ○ 会員相互の親睦に関する業務 ○ 上記に付随する業務
防犯部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風紀に関する業務(環境部と協働) ○ 秩序と安全(防犯)に関する業務 ○ 警察等各種関係機関との対応窓口 ○ 公園・道路・街路灯等の維持管理に関する連絡業務 ○ 交通安全協会に関する業務 ○ 上記に付随する業務
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報に関する業務 ○ 自治会ホームページに関する業務 ○ 役員会議事録の作成・回覧業務 ○ 上記に付随する業務
会計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会費・助成金・寄付金等の出納業務 ○ 預貯金管理 ○ 上記に付随する業務

表 3 街区長・班長の職務

役職名	職務分担
街区長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当街区の統括・管理業務(自治会への入退会管理の総括含む) ○ 担当街区の連絡・調整業務 ○ 担当街区の班長・会員の取りまとめ及び相談窓口 ○ 会の議事・行事の内容について記録・報告業務 ○ 上記に付随する業務
班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当班のとりまとめ、回覧 ○ 担当班内の相談窓口 ○ 担当班内の会費およびその他経費の徴収事務 ○ 担当班内における自治会への入退会事務等 ○ 上記に付随する業務
【参考】 顧問	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引継ぎ後の当面の業務についての相談役 ○ 引継ぎ後の必要に応じた補佐

第 3 条（関係組織との連携強化）

第 2 条(役員職務)に定めるとおり、各部が主体的に関係組織と十分な連携を行い、相互応援および課題解決することで、地域活性化、活気ある住みよい街づくりを推進する。特に、社会福祉協議会の職務は、当面役員全員で兼務して担当を分担することとする。なお、自主防災会、学区集会所管理運営委員会等との連携強化および対応にあたり、多額の予算を要する事案、自治会全体に影響がある等重要な事案については、適宜、役員会に報告・上申し、決議する。

第 4 条（活動費）

会員が対外的な行事・会議等会務のために経費が必要なときは、会長の判断により実費を支給することができる。
また、職務を誠実に履行した役員に対しては、規約第29条に加えて、自治会費相当額を追加支給する。

第 5 条（改廃）

この内規の改廃は、役員会で審議し、決定する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

こころ石内北自治会
役員選出基準細則

『こころ石内北自治会』 役員選出基準細則

第1条(目的)

この選出基準は、『こころ石内北自治会』役員選出の準備段階の細則として設ける。

第2条(役員候補者の選出)

各班において、役員候補者を選出する。なお、会長、副会長、各部長、会計については、その事前に会員から公募することができるものとする。

自治会役員への自主的な役員立候補者は各班の順番当番とは別扱いとする。よって、各班は、自主的な立候補者とは別に班長・自治会役員候補者を必ず1名ずつ出さなくてはならない。また、自治会役員候補者(順番当番)がその年の免除班(免除)になった場合は、当該の人が次年度の候補者となる。なお、自主的な役員立候補者は、所属する班で、自治会役員を務めた年数分の順番当番の免除(2年務めた場合は自治会役員候補当番の2巡分の免除)を受けることができる。また、順番当番で三役(2年)を務めた役員は、1巡分の免除を受けることができる。なお、自治会役員の履歴は、自治会創立時(平成30年)まで遡って考慮される。

第3条(役員候補者の職務分担)

前条により選出された役員候補者のなかで、次の担当職務役員を互選により決定する。また、班長は各部の部員を兼任する。なお、当該年度毎に必要な役員数を決定するとともに、役員候補の選出を免除する班を順番で設定する。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 街区長
- 4 会計
- 5 文化部
- 6 体育部
- 7 環境部
- 8 総務部
- 9 社会福祉部
- 10 防犯部
- 11 広報部
- 12 班長

第4条(年度途中における班構成と役員候補者選出基準)

入居者の増加に伴い、新たな班を構成する場合には次による。

- 1 1班は10世帯以上により構成する。
- 2 同じ班内に20所帯以上の居住者がいれば、新規に班を構成することが出来る。
- 3 新たな班を構成した場合は、新規に班長を選出する。
また、この新班長の担当職務については、役員会で協議の上決定するものとする。
- 4 民生委員・児童委員、高齢者のみの家庭については、役員候補者から免除することができる。

第5条(役員の任期)

令和3年度から、会長、副会長及び総務統括部長の任期を2年、その他の役員の任期を1年とする選出を行う。

第6条(改廃)

この細則の改廃は、役員会の審議を経て、決定事項を総会で報告する。

附 則

この細則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。